大東諸島における〈民族-国民〉編成の歴史 -米軍統治期の「非琉球人」を中心に-

大阪大学文学研究科 博士後期課程 土井 智義

1、本調査の位置づけ

米国から日本への施政権返還(1972年5月15日)は、沖縄に関わる言論において頻繁 に言及される歴史である。しかし、この米国とその衛星国である日本による沖縄管理形式 の調整によっても変化を蒙らなかったものに、基地問題だけではなく「外国人」に対する 差別的な管理体制があることは、あまり想起されることがない。このいわゆる「復帰」と 呼ばれる統治形態の調整によって、施政権を行使する国家の変化にもかかわらず継続して 米軍関係者が出入・「外国人」管理体制から超越しつづける一方で、「外国人」として管理 される範囲には変更が加えられた。現在、日本「本土」と共通の制度の下で沖縄住民の中 に日本国籍を基準として公民権の有無が設けられているが、米軍統治期にあっては、その 区別は沖縄戸籍に基づいて行われていた(「琉球住民」と「非琉球人」)。当然ながら、沖縄 戸籍を持たない「日本国民」も台湾に籍をおく人々と同様に「非琉球人」として指紋押捺 をともなう在留許可証明書(通称は「外人登録」)の常時携帯、一部を除く金融機関からの 融資や奨学金制度からの締め出し、参政権からの排除(1968 年に行政主席の被選挙権以外 が回復)など困難な境遇が強いられていた。この「外国人」管理制度は、沖縄を統治する 米国と被支配者の「琉球住民」からなる琉球政府だけではなく、琉球政府官吏の研修など を通して日本政府の間接的だが積極的な関与によっても維持されていたのであり、施政権 返還後もこうした米国/日本/沖縄による共犯的な関係性は「外国人」に括られる人びとの範 囲を変更しただけで継続しているのである。

本調査は、米軍統治期の「外国人」管理制度の歴史的展開を明らかにすること、また「非琉球人」として生きた人々の中から特に日本国籍者の経験を軸に記述するための作業の一環として位置づけられる1。大東諸島では、八丈島出身の実業家・玉置半右衛門2が同島出身

1 「非琉球人」のうち日本国籍をもつ人びとには、奄美関係者・八丈島を中心とする大東諸島関係者・「本土」関係者といったそれぞれ来歴の異なる人びとが含まれる。ここで、こうした多様な背景をもつ人びとを日本国籍者として一括する理由は、施政権返還によってこの人びとが「琉球住民」と同時に「日本国民」に認定され、公民権を獲得したという共通点をもつからである。しかし、日本国籍の「非琉球人」の公民権の獲得が、当事者も含めた社会運動の展開によってではなく、また沖縄復帰運動・沖縄返還運動という「国民」的な運動においても日本国籍者以外とともに放置されていたなか、施政権返還という統治する側の調整によって自動的に付与された結果であることは現在まで継続する課題を残しているだろう。

例えば、日本国籍をもたない人びとは、「復帰」によっても「外国人」という立場が継続するだけではなく、日本法の適用によってより不利な立場を強いられたが、日本国籍者の公民権回復と突き合わせて返還後の「外国人」問題に触れた言論や運動の形跡は、日本国籍自身の活動も含めて管見のかぎりほとんど存在していない。また、数年前に喧伝された「移住ブーム」において、「本土」からの主に貧困層に対して少なからぬバッシングが生じたが、出自や政治的立場、在沖縄か否かに関わらず「日本語」メディアにおいて、当事者にとっての致命的な課題を、近代以降に確固として存在する「日本」の「沖縄」に対する人主義的な差別から自動的に派生したと想定された反「本土」感情に一般化することで、沖縄の住民間の分断をむしろ使嗾するかのような言論さえ登場した。そこでは、米軍統治期の「非琉球人」問題と現在の「外国人」問題を同時に視野におさめて、住民間の分断を織り込みながら展開する米国覇権の沖縄管理を批判的に問うことよりも、米国/一貫して抑圧的に関わり続ける日本社会/従属的に組み込まれる沖縄社会との共犯的な関係性を不問にする姿勢こそが顕在化したといえる。こうした状況は、極論すれば、日本国籍「非琉球人」自身の上記のような「沈黙」するあり方を支えにして成立しているのではないだろうか。もちろん、これは当事者の「自己責任」に帰すべきものではなく、当事者も含めた主体と言説空間の生産に関わる権力関係の分析が求められている。

者を無人島であった大東諸島の「開拓」に当たらせ、続く日本糖業資本による「植民地経営」下でも八丈島出身者が継続して小作人の主流を形成していたため、米軍統治期に八丈島系住民を中心に大量の「非琉球人」が産出された。その結果、村誌といった公的な歴史記述にも「非琉球人」の記述が掲載されるなど、米軍統治期の「外国人」問題の一端を調べる上で貴重なフィールドであると考えられる。

また、大東諸島の歴史記述において、しばしば会社支配下において小作人層の主流をなす八丈島系と年季奉公人のほぼ全てを占めていた沖縄系の間で、階層とエスニックな差異を軸に「対立」が生じていたことが指摘されているが、大東諸島で展開した「沖縄/ヤマト」という語彙で表現されたコンフリクトの位相を考察することで、現在、沖縄の社会問題を語る際に集約的に頻出する「沖縄/ヤマト」という表現について、それが誰をそのカテゴリーの中に包摂し、また誰をその視野の外におくことで成立するのか(あるいはカウントしながらも誰を不可視化しているのか)、という一連の問いを分析するための系譜を見ることにも繋がると考えられる。

2、調査概要

①2010年12月6日~12月10日[東京]

米軍統治期から沖縄で報道関係に勤めていた奄美出身者、および在沖縄奄美出身者の実態を調査している研究者に取材。ほか資料収集。

- ②2010年12月12日~30日[沖縄] 米軍統治期から暮らす在沖奄美出身者に取材。ほか資料収集。
- ③2011年1月7日~2月2日[沖縄/南大東]

[沖縄]米軍統治期から沖縄で暮らす在沖「本土」出身者、および南大東島村出身者に取材。 [南大東]南大東島村役場、南大東村立ふるさと文化センター、八丈島系と沖縄系の住民、 在南大東の奄美出身者に取材。ほか資料収集。

④2011 年 2 月 9 日~3 月 17 日[沖縄/北大東/奄美]

[沖縄]南大東島出身者、米軍統治期から沖縄で暮らす在沖奄美出身者・在沖「本土」出身者に取材。[北大東]北大東村役場、北大東村民俗資料館、八丈島系住民に取材。[奄美]米軍統治期の沖縄で生活経験のある方に取材。ほか資料収集。

3、調査成果および考察

- ①米軍統治期の「外国人」管理制度に関する運用について
- ・「転籍」(事実上の「帰化」)による沖縄戸籍取得者は、施政権返還後の日本戸籍にもその 旨が記載されている(南大東)。
- ・米軍統治期では、現在のように各市町村において住民登録と区別された外国人登録が行 われていなかったが、「在留許可証明受附帳」などによって特別に集計されていた可能性 (南大東島)。
- ・1954年2月に制定された布令第125号琉球列島出入管理令の条文を読むかぎり、年齢などの条件によって在留登録をする必要のない者まで同布令の旧版にあたる同題の布令第93号に従って登録が強いられるなど、当局が法令を「誤用」しながら管理が行われていた可能性(在沖「本土」出身者)。

² 玉置半右衛門(1838-1910)は、江戸期から小笠原開発に関与し、無人島である鳥島開発で莫大な財を築き、南大東島の開発に着手した。望月雅彦「玉置半右衛門と鳥島開拓―明治期邦人の南洋進出の視点から―」『南島史学』1992年10月、41-59頁を参照。また石原俊の言葉を借りれば、「玉置によって殖民・開発が進められた一連の島々こそが、世紀転換期の日本帝国にとっての「南洋」を構成していた」のである。石原俊『近代日本と小笠原諸島―移動民の島々と帝国―』平凡社、2007年、320頁。

②大東諸島と沖縄本島との差異

・同一法令であっても、「非琉球人」として管理された人びとが措かれたそれぞれの歴史や 環境によって、「外国人」化された経験の語りは大きな差異をもつ。たとえば、在沖奄美 出身者が語る奄美返還後の沖縄本島における経験に「苦労」がつきまとうのに比して、 八丈島系の住民が語る大東諸島での経験は在留登録開始時の混乱に限定される傾向があ る。「非琉球人」に関わる大東諸島の事例は、米軍統治期の「琉球列島」を一般化して法 の同一性から演繹し、それを地域的偏差に解消して理解するのではなく、島の歴史的展 開に即しながら分析することが重要。

③植民地史としての大東諸島史

- ・大日本帝国による無人島であった島々の領有のあと、糖業資本による島全体の私有化。 甘蔗プランテーション(南大東)・燐鉱と比較的規模の小さい甘蔗プランテーション(北 大東)・燐鉱(沖大東)。徴税と徴兵を除く、出入管理・貨幣・学校教育(私立小学校)・ 警察(請願巡査)・失業対策に至るまで全て企業によって実施。[植民地支配の私営化]
- ・「支配者」/「被支配者」の区別が、戸籍による分割や「大東諸島人」といった人種主義的な表象を経由せずに実施。ただし、差別はある。**[異民族支配に還元できない植民地]**
- ・大東諸島は、「南洋群島」と並び、八丈島系移民と沖縄系移民のネットワークの結節点。 また、同時に日本の帝国主義と軌を一にする糖業資本(東洋製糖・大日本製糖)ネット ワークの一点。[不在において浮かび上がる〈先住民〉の(非)存在]
- ・会社員/小作人/年季奉公人という階層化が、それぞれの内部に亀裂をはらみながら固定化。この中から「支配者(会社員)」/「被支配者(小作人/年季奉公人)」という対立だけではなく、小作人/年季奉公人という「対立」もエスニックな差異に重なる形で生じた。後者において、1940年まで「島嶼町村制」によって「内地」に統合されていなかった八丈島系も含めて「ヤマト」に包含され、戦後もしばらく燻ることになる3。また、戦後は会社による日本資本が表面上は去り沖縄資本の糖業会社が設立されるが、戦前の階層構造が再生産された時期をもつ。[多系発生的なエスニック的分節、「対立」の植民地的系譜]
- ・施政権の変化(会社→米軍統治→日本)ではなく、土地所有こそが重要な歴史的区分である。大東諸島においては復帰運動が総じて低調であり、土地所有問題の「解決」を戦後史の分岐点として語る人が多い。土地所有権問題解決に関与したキャラウェイ高等弁務官が高評価を獲得し、開拓百周年に際して銅像が建立される。[植民地と「統治性」]

(20) 7. (2) [1] [2] 2. (2) [3] (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			
時代区分		土地所有に関する基本法	備考
会社統治期	玉置商会	・口約束	・開拓 30 年経過すれば、耕作者に土地所有
	[1900~1916]		を認定する口約。
	東洋製糖~	・覚書[1916年9月]	・東洋製糖の支配と同時に玉置との口約が否
	大日本製糖	・小作地規定[1916 年 11]	定され、土地所有が完全に企業に掌握され
	[1916 年~日本軍		る。以後、甘蔗作の強制栽培など実質的な植
	駐留)		民地化。
米軍占領下による管理期		・米軍政府による接収管理	・土地所有権をめぐって大日本製糖と小作人
(1945 年~)			による紛争が勃発。
土地所有権確定以降		・米国民政府布告第 22 号	・大多数の小作人に土地所有が認められる。
(1964 年~)		(1964年7月)	

(表) 土地所有権から見た南大東島の時代区分

[南大東村誌編集委員会編『南大東村誌(改訂)』(南大東村役場、1990)の記述及び取材により作成]

³ 高江洲昌哉『近代日本の地方統治と「島嶼」』ゆまに書房、2009年。

④大東諸島における「非琉球人」をめぐる系譜

・戦前の会社統治時代、小作人として会社と「交渉」する位置にあった「島民」は、「覚書」と「小作地規定」によって、会社に違約すれば強制退島という条件下、永住目的と甘蔗耕作が要求されており、また「島民」資格は官職・会社員になると喪失するというものであった。一方、年季奉公人の「仲間」は、「仲間取締規定」によって無断外泊などが禁じられ、「取り締りカード」によって捕捉されていた。戦後の南北大東島における「非琉球人」は小作人層の八丈島系が中心的となったが、個人を対象とする登録制度など大東諸島にあっては戦前の「仲間」に対する処遇に重なる。なお、「仲間」の出身地は、戦前奄美と台湾から一時的に導入されたことを除けば全て沖縄本島と周辺離島であり、戦後は沖縄からの労働力が不足したため台湾から導入され、「復帰」後は日本と台湾が断交したため韓国から、さらに韓国からの労働者が途絶えると「本土」から導入される。先述の通り、「復帰」前の台湾からの労働者は「非琉球人」に該当し、「復帰」後の沖縄に対する特別措置のもと単純労働力導入が認められ、韓国からの労働者は「在日外国人」として滞在した。

⑤大東諸島における「国民史」としての「開拓史」

- ・現在、大東諸島の公式の語りにおいては、「開拓者」という自己画定がなされている。ただし、それは決して八丈島系に特化した語りとなるわけではない。同時にヤマト文化(八丈島)と沖縄文化の融合地としても語られていることが重要である。いわば「開拓者」と「沖縄系・八丈島系」との対は、エティエンヌ・バリバールのいう国民形態にとって必須の「理念としての国民」と「虚構的エスニシティ」との対に相当するだろう4。
- ・「開拓者」の歴史は〈会社支配下における小作人→土地所有権獲得後の農民〉という歴史 を前景化させるが、この主体は会社支配下において「島民」として確定されたカテゴリ ーに重なる。この「開拓者」においては、「仲間」という年季奉公人の経験、そして「非 琉球人」という「外国人」の経験は伏在してしまうのである。このことは、同時に「沖 縄系・八丈島系」以外の人びとの歴史が周辺化される傾向になりうる。

4、今後の課題

- ①大東諸島を「アジア・太平洋」(≒「南洋」)という帝国主義と骨がらみになった地域編成の中に位置づけ、またさらに世界中に展開したプランテーションの現場として考察する。小笠原諸島・ミクロネシア・ジャワ・カリブ海などとの連続性の中で考える。
- ②米軍統治期の「非琉球人」にかかわる歴史を、史料調査と聞き取りを重ねることで、運用の実態や制度を維持するための論理などを明らかにする。特に、1950年代前半の琉球列島出入管理令が制定されたときの歴史的背景を探査する。また、米軍統治期を通してもっとも数が多く、さまざまな施策の対象であった在沖奄美出身者の歴史を調査する。その上で、大東諸島の八丈島系との異同を見るなかで「非琉球人」に繋がる系譜を複眼的に考察する。

[当日は史料と写真を用いて報告]

⁴ エティエンヌ・バリバール/イマニュエル・ウォーラーステイン (若森章孝ほか訳)『人種・国民・階級』 大村書店、1997年所収のバリバール「第五章 国民形態」を参照。